

消費税への軽減税率制度の導入を求める意見書（案）

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあって、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持、強化していくために、社会保障と税の一体改革関連8法が昨年8月に成立しました。政府は、法律どおり平成26年4月1日から消費税率を5パーセントから8パーセントへ引き上げる決断をしましたが、法律では更に、平成27年10月には10パーセントへ引き上げることとされております。

消費税率の引き上げは、国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8パーセント引き上げ段階では簡素な給付措置が実施されることが決定しておりますが、これは飽くまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められております。また、食料品など生活必需品を対象とした軽減税率制度の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要であり、各種世論調査では約7割が導入を望んでいるとの結果もあります。

与党の平成25年度税制改正大綱では、消費税率の10パーセントへの引き上げ時に軽減税率制度を導入することを目指すと合意されていることから、軽減税率制度を確実に導入するとともに、制度設計についての検討を早急に進めることが必要であります。

よって、国におかれては、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

消費税への軽減税率制度の導入に向けての議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小企業・小規模事業者等の事務負担への配慮などを含めた制度設計の基本方針について鋭意検討を進め、その実現に向けての環境整備を図ること。

平成25年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛
総務大臣
財務大臣

長野市議会議長 高野正晴